

daily コラム

2010年7月23日(金)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

極めて有利な寄付金 ふるさと納税

平成22年度の税制改正において、所得税の寄付金控除の適用下限額は、改正前の5千円から2千円に引き下げられました。

一方、住民税(道府県民税+市町村民税)においては、改正はありませんでした。

寄付金の取扱に関しては、所得税では所得控除(政党等寄付金は除く)ですが、住民税は税額控除です(政党等寄付金の税額控除はありません)。

住民税の寄付金税額控除の方法

税額控除額は、通常、{寄付金額の合計(総所得金額等の30%が限度)-5千円}×10%です(基本控除額)。

寄付金額4万円であれば、住民税の税額控除額は、3,500円「(4万円-5千円)×10%」です。

ところが、寄付金がふるさと納税といった地方公共団体の場合には、上記控除額(基本控除額)に「特例控除額」が加算されます。この「特例控除額」とは、次の算式で求められます。

(寄付金額-5千円)×(90%-所得税の限界税率) 所得税の限界税率とは、所得税の税率です。

なお、特例控除額は、住民税所得割額の10%が上限です。

具体的な税額控除額の計算

例えば、給与収入700万円で夫婦子2人、ふるさと納税(寄付金)4万円のケース(住民税所得割296,000円、所得税の限界税率10%)で試算してみましょう。

住民税の基本控除額

$$(4万円 - 5千円) \times 10\% = 3,500円$$

住民税の特例控除額

$$(4万円 - 5千円) \times (90\% - 10\%)$$

$$35,000円 \times 80\% = 28,000円$$

住民税所得割の10%は29,600円なので28,000円は限度額の範囲内です。

計算の結果、税額控除額は31,500円(+)となります。

全く同じ条件で同額の寄付金でも、ふるさと納税など地方公共団体以外の寄付金であれば、負担率91.25%(40,000円-3,500円/40,000円) 一方、寄付金がふるさと納税であれば負担率21.25%(40,000円-31,500円/40,000円)です。さらに、所得税(実効税率10%)を考慮すると負担率11.75%と軽減されます。ふるさと納税の寄付金の有利性が際立っています。上限はありますが、この負担率は、所得とふるさと納税の寄付が増えるにつれて軽減します。



ふるさと納税は断然
有利、でも何か違和
感があるな!